

令和2年10月8日(木)
国土交通省関東地方整備局
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、ALSOK東京株式会社(所在地 東京都千代田区)に対して、指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ
竹芝記者クラブ

横浜海事記者クラブ
神奈川建設記者会

問い合わせ先

○総務部契約課長

木村 コウジ

太田 孝二 (内線2511)

総務部契約管理官

カミヤマ テルヨシ

上妻 照由 (内線5880)

○総務部契約課課長補佐

カヤマ ヒロ

中山 洋子 (内線2517)

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151(代)

横浜市中区北仲通5-57

電話045-211-7412(代)

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
ALSOK東京株式会社	東京都千代田区大手町1丁目3番1号

2. 指名停止措置期間

令和2年10月8日から令和2年11月7日まで（1ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者の使用人は、当該業者が管理する東京都千代田区のビルを警備中に、ビル内にある弁護士事務所に侵入し、現金を盗もうとしたとして窃盗未遂と建造物侵入の疑いで8月25日までに警視庁に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の使用人が、窃盗未遂と建造物侵入の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第15号>

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内